

事 務 連 絡

平成 2 3 年 2 月 1 8 日

名古屋入国管理局総務課長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会

事務局長 阿 田 正 一

西日本地区入国者収容所等視察委員会による意見書の送付及び当該意見書に対する措置について

この度、西日本地区入国者収容所等視察委員会から貴局長に対する意見書が提出されましたので、別添のとおり送付します。

貴局におかれましては、入国者収容所等視察委員会運用要領（平成 2 2 年 6 月 2 9 日付け法務省管警第 1 4 8 号通達添付）第 1 0 の 1 のとおり対応いただくとともに、同要領第 1 0 の 2 に従って、3 月 2 5 日（金）までに措置等報告書を当局長宛てに送付願います（扱い：事務局）。

なお、措置等報告書における措置内容欄の作成に当たっては、措置内容を的確に把握する観点から、下記の点に留意願います。

おって、貴局中部空港支局に対しては、貴職より伝達願います。

記

- 1 検討結果を「措置」としたものについては、「措置済み」、「現在措置中」又は「措置予定」という措置段階が明確に分かるような形で記載すること。
- 2 検討結果を「検討中」としたものについては、当該事項の性格として、「（施設限りで対応できず）本省に伝達済み」又は「（施設限りで対応可能であるが）更に協議・検討が必要」という点を含めて記載すること。

添付物

西日本地区入国者収容所等視察委員会作成の意見書

1 部

平成23年2月17日

## 意見書

名古屋入国管理局長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会

貴局及び貴局中部空港支局における被収容者の処遇及び施設の運営に係る状況について、貴局から提供された情報、視察並びに書面及び面接に基づく被収容者からの意見聴取の内容等を踏まえて当委員会において協議した結果、貴局及び同支局における警備処遇の透明性の確保及び運営の改善向上を図ることを目的として、当委員会の意見を次のとおり取りまとめたので、本意見書を貴殿に提出する。

### 1 担当区域内各施設に対する共通意見

給食に関しては、宗教上の制約に配慮すべきであり、とりわけイスラム教徒の被収容者に対しては、ハラールフード（イスラム法で許された食べ物）について十分な理解に立って、その提供を検討すること。また、健康面に留意した食事を提供するほか、支給の際の保温面にも配慮する観点から、給食業者選定時の入札における仕様の在り方を含めて検討すること。

### 2 貴局各施設に対する個別意見

#### (1) 名古屋入国管理局

ア 「医師から触診してもらえない」などの医療に関する訴えが多かったことから、医師と被収容者のコミュニケーションの確保について留意すること。

イ 被収容者の中に、「不服申出又は仮放免の申請書を渡してもらえなかった。」と訴えたものがいたことから、被収容者に対して当該手続に係る周知を図るとともに、職員に対しても適切な対応を執ることについて改めて注意喚起すること。

ウ 閉庁日の開放処遇について、扉を閉鎖していなければ実施できない施設点検作業の合間においても、短時間でも開放処遇を実施するなど、開放時間の拡大を検討すること。

#### (2) 名古屋入国管理局中部空港支局

空港は様々な人が利用する場所であることに鑑み、職員に対するウィルス等に係る予防接種等の措置を積極的に講じること。